

# CY Newsletter Vol. 25

2022. 6. 13

## 法人格否認の法理に関する再検討 ～近年の裁判例を題材に～

弁護士 森田豪丈

### 1 はじめに

法人格否認の法理に関する裁判例は多数あり、近年においても、①社会保険労務士が強制執行を免れるために社会保険労務士法人を設立した行為が法人格の濫用に当たるとして社会保険労務士法人の責任が認められた事例（東京地判令和元年11月27日判例タイムズ1476号227頁）、②破綻の危機にあった旧会社の貸金債務について法人格否認の法理を適用して新会社の弁済義務を肯定した事例（東京地判令和3年2月12日金融法務事情2168号72頁）がありました。

本稿では、上記①②の下級審裁判例の内容を概観しつつ、これらの下級審裁判例を契機として法人格否認の法理について再検討し、判例、下級審裁判例及び学説の状況の整理を試みたいと思います。

### 本稿のコンテンツ

- 1 はじめに
- 2 近年の下級審裁判例の概要
- 3 法人格否認の法理とは
- 4 判例（最判昭和44年2月27日民集23巻2号511頁）
- 5 判例の一般的な理解
- 6 判例の一般的な理解に対する批判
- 7 下級審裁判例の検討
- 8 法人格否認の法理の類型
  - (1) 契約の相手方の信頼・期待の保護
  - (2) 契約・法律上の義務の潜脱の防止
  - (3) 株主有限責任の否定
  - （別紙）  
①財産の混同、②業務の混同、③収支・帳簿の混同、④会社法の不遵守の要素を認定することなく形骸化を肯定した下級審裁判例一覧

### 2 近年の下級審裁判例の概要

①東京地判令和元年11月27日判例タイムズ1476号227頁【**義務の潜脱**】

#### 事案の概要

- ・社会保険労務士Aが、自身に対する強制執行を免れる目的で、Aが代表者でかつ大部分の出資を行った社会保険労務士法人を設立し、当該法人が従前の取引先を引き継いだ場合につ

き、当該法人の設立は社会保険労務士法人制度を濫用するものであり、当該法人は、信義則上Aと別異の法人格であることを主張できないとして、Aが負っている債務につき弁済する義務を負うと認められた事例。

#### 裁判所の判断

- ・Aは「B労務管理事務所」の商号で業務を行う社労士であること、被告法人の名称は「社会保険労務士法人Y1労務管理事務所」であること、被告法人の社員はA及び被告Y2のみであり、Aは100万円、被告Y2は1万円をそれぞれ出資したこと、被告法人の所在地、電話番号及びファックス番号は、いずれもB労務管理事務所のものと同一であること、Aは従前は個人名義であったリース契約や公共料金の引落し口座を被告法人名義に変更したこと、Aが平成28年11月19日時点で開業社労士として顧問契約を締結していた取引先は、いずれも、平成29年7月1日には被告法人に移転した事実が認められる。
- ・これらの事実によれば、Aは、それまでB労務管理事務所として行っていた事業について、Aが大部分を出資した被告法人において、上記事務所と類似した名称を用いて、連絡先や所在地を変更しないまま、従前のほとんどの取引先を引き継いだ上で事業を続けていたものということができる。
- ・また、上記事実のほか、Aは、本件掲示板において、平成28年11月19日には「若い子達は社労士法人にもしているが、当職や●などは、法律で社労士法人が認められる前から、法人会社を持っていたので、今更事務所を社労士法人にする必要性がないのである。」との投稿を行っていたにもかかわらず、本件差押命令の正本が取引先やAに送達された後の平成29年6月1日、Aは被告法人の定款を作成し、同月5日に印鑑登録証明を取得した上で、同月9日に被告法人を設立したこと、Aは被告法人から報酬を受領していないこと、同月27日には「当然に貴男もご存知なように個人債務は法人債務に及ばないので、貴男の顧問弁護士から恫喝的な文章が今後来た場合は、法的措置を取ります。」、同年7月16日には「社労士法人にしたことで、もう個人債務で顧問先会社には手は出せないのであるから、良かったと考えている次第である。銀行もリース会社も全て承諾してオールOK！！ですよ(笑)。」との投稿をそれぞれ行ったことが認められる。
- ・これらの事実によれば、Aは、平成28年11月頃には社労士法人の設立が不要であるとの認識であったにもかかわらず、平成29年5月下旬に自身の財産に対して差押えの危険が生じると知るや、早急に被告法人を設立し、自らの責任財産を減少させることを意図して顧問先を被告法人に移転させたものと認められる。
- ・以上によれば、被告法人は、形式的にはA個人とは別個の法人の形態をとっているものの、その実質はAと同一であり、被告法人の設立は、Aが自身に対する強制執行を免れる目的をもってされた社労士法人制度を濫用するものと認められるから、信義則上、被告法人は、Aと別異の法人格であることは主張できないものというべきである。

②東京地判令和3年2月12日金融法務事情2168号72頁【義務の潜脱】

#### 事案の概要

- ・訴外銀行のZに対する貸金債権を譲り受けたXが、Yに対し、ZとYは実質的に一体の法人であることなどから、YがZと別法人であることを理由に上記貸金債務の弁済を拒むことは信義則上許されないとして、法人格否認の法理の適用を主張し、金銭消費貸借契約に基づき、貸金の残元金、未払利息及び遅延損害金の支払を求めたところ、法人格否認の法理を適用してYの弁済義務を肯定した事例。

#### 裁判所の判断

- ・Yは、Zの従業員や顧客の大部分を引き継いだ上、Zと同様の業務を本格的に開始するに至ったというべきであるところ、その引継ぎは、Zの破綻が必至の状況下で行われている。
- ・しかも、Yの設立はZの代表取締役であるCの意向や影響が強く働いていたことがうかがわれる上、同人は、経

理や財務を含む被告の経営全般について、深く関与していたことがうかがわれる。

- ・加えて、証拠によれば、Yのウェブサイトには、平成29年10月時点で、Cについて、「最高経営責任者」の肩書が付されて掲載されていたことが認められることも併せ考慮すれば、Yは、実質的にZと一体の法人であり、かつ、本件貸付けを含む債務の履行を免れる目的で設立されたものであると認めるのが相当である。
- ・このような見方は、所得隠しの手法により事実上の債務免脱を図ることを中小企業にアドバイスする整理屋として暗躍していたと思しき人物が、Yの設立の約4か月前である平成28年4月、突如としてZの取締役に就任している事実と整合する。
- ・そして、以上のような事情の下においては、YがZと別法人であることを理由に本件貸付けに係る債務の弁済を拒むことは、信義則上許されないというべきである。

### 3 法人格否認の法理とは

法人格否認の法理とは、会社と社員等の第三者との利益が一体化し、両者の法人格の形式的独立性を貫くことが正義・公平に反する場合、特定の事案において、当該会社の法人格の独立性を否定し、当該会社とその背後にある者とを同一視して、事案の衡平な処理をはかる法理をいいます。

法人格否認の法理は、「信義則」「権利濫用」等と同じく一種の一般条項であり、親子会社あるいは閉鎖的小規模会社の族生に伴う法律問題が、既成の法理による処理を困難にする状況において生まれた、法の解釈の具体的妥当性・流動性を保障する法技術の一種とされています。

### 4 判例

法人格否認の法理を認めた判例として、最判昭和44年2月27日民集23巻2号511頁<sup>1</sup>があります。同判例の事案では、Y社(一審被告)は、代表取締役Aが個人営業として行っていた事業を税金軽減目的で株式会社化したものであり、実質はAの個人企業であるという認定に加えて、X(一審原告)が当該店舗をAに賃貸していたと考えていたこと、Aが明け渡す旨の個人名義の書面をXに差し入れたこと、店舗の明渡しについてA-X間で裁判上の和解が成立したこと、等から、法人格否認の法理を認め、和解契約の拘束力がY社にも及ぶとされました。

最高裁は、上記あてはめ部分の前段落で、「株式会社形態がいわば単なる藁人形に過ぎず、会社即個人であり、個人即会社であって、その実質が全く個人企業と認められる」場合であれば、取引相手方が、取引の当事者が会社なのか株主なのか混同するため、相手方保護のために法人格を否認し、契約の拘束力が拡張すると述べました。ただし、濫用・形骸化のいずれに該当するのかについては明示的には述べていません。

### 5 判例の一般的な理解

上記4の判例が出た後に公表された裁判官の論文<sup>2</sup>において、法人格が否認されるべき場合として、①法人格が全くの形骸に過ぎない場合、又は②法人格が法律の適用を回避するために濫用される

<sup>1</sup> [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/117/055117\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/117/055117_hanrei.pdf)

<sup>2</sup> 奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実務」鈴木忠一=三ヶ月章・実務民事訴訟講座第5巻(昭和44年、日本評論社)157～190頁。

場合があり、形骸化については「会社が完全に実質的個人企業である場合」を要件とし(要件としての形骸化)、その認定に当たっては、支配の要件のほか、財産の混同、業務の混同、収支の混同、株主総会・取締役会の意思決定手続の無視等が間接事実(評価根拠事実)となる、との理解が示され、上記4の判例の調査官解説<sup>3</sup>においても同様の理解が示されています。

## 6 上記5の理解に対する批判

上記理解に対しては、学説<sup>4</sup>から以下のような強い批判があります。

- ・「**散弾銃を撃ちまくるように**」法人格形骸化の徵表といわれる諸 факторを、判旨の理由中に並べることにより、実質論が判決理由の中では不明確にされることになる。
- ・具体的な弊害として、訴訟の当事者を惑わせ、無駄な費用と労力を、将来にわたってかけさせる原因となる。
- ・会社債権者保護が問題となっている場面で、債権者保護とは関係のない株主総会・取締役会手続の無視等を挙げているが、保護すべき利益と関係のない「**だらしのなさ**」を列挙することは、法人格否認を認める根拠にはなり得ない。

また、学説<sup>5</sup>からは以下の指摘もあります。

- ・上記4の判例の後、最高裁判例は、法人格否認の法理の適用を認める余地のある事件は、須らく「濫用」を問題にしており、形骸化を問題とした事件はない。
- ・一般論のレベルでも、法人格の形骸化に言及するのは最判昭和49年9月26日民集28巻6号1306頁<sup>6</sup>の1件のみである。
- ・形骸化を、濫用とは異なる類型ないし法律構成として法人格否認の法理の適用を検討したこととは最高裁の法廷意見には1件も存在せず、**濫用・形骸化を「類型」ないし「要件」として考察する立場は、最高裁の判例法理ということはできない。**
- ・最高裁の一般論から導くことができるは、主観的な濫用目的がない場合でも法人格否認の法理の適用が認められることがあるというに過ぎない。
- ・**形骸化は主観的な濫用目的がない場合を総称するに過ぎない。**

## 7 下級審裁判例の検討

脚注5の学説の指摘どおり、①財産の混同、②業務の混同、③収支・帳簿の混同、④会社法の不遵守の要素を認定することなく形骸化を肯定した下級審裁判例は多数存在します(別紙下級審裁判例一覧参照)。

他方で、①財産の混同や②業務の混同が争点となった事案も少なくありませんが、これら2要素は、詐害譲渡(会社財産の擰取)や表見法理(信頼保護)といった、法人格否認の法理を認めるための実質論を示すための間接事実として機能するのであり(後記8参照)、無関係な事情というわけでは

<sup>3</sup> 野田宏「判解」曹時22巻2号(1970)337頁、野田宏『最判解昭和44年度民事篇』(1969)435頁。

<sup>4</sup> 江頭憲治郎『会社法人格否認の法理』(東京大学出版会、昭和55年)5頁、69~70頁、129頁、416頁。

<sup>5</sup> 黒沼悦郎・藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』11頁[得津晶](有斐閣、2017)。

<sup>6</sup> [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/193/054193\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/193/054193_hanrei.pdf)

なく、また、それにもかかわらず、これらの要素を争点としなかった事件も少なくない、との指摘があります。

## 8 法人格否認の法理の類型<sup>7</sup>

こうした議論を踏まえ、実務上は、上記5の「判例の一般的な理解」にとらわれることなく、いかなる場合に法人格を否認すべきかを、類型ごとに検討することが重要になると考えられます。

### (1) 契約の相手方の信頼・期待の保護

上記4の判例は、自らの契約の相手方が会社(Y社)であるのか、その支配者である個人(A)であるのかを明確に認識していなかった者(X)の期待を保護したものです。明渡しをめぐる交渉過程においてはA・Y社側もその名義を十分に区別していなかったようであり、Aらの機会主義的な主張を排斥した結論は妥当であると考えられます。

また、支配株主が「自己が責任を負う」と言明していた場合に法人格否認を認めた例として、東京地判平成2年10月29日判タ757号232頁があります。

#### ●東京地判平成2年10月29日判タ757号232頁【信頼保護】

事案の概要
・売主及びその仕入先に対して、買主会社は被告(個人)が行う取引の名義に過ぎず取引の実質的な責任は被告が負う旨が言明され、かつ買主会社の経理は不完全で株主総会、取締役会等の手続も行われていない等の事情がある場合に、買主会社の法人格は形骸化していると認められ、被告が売掛代金支払義務を負うとされた事例。
裁判所の判断
・もちの取引をしたいとの話は、当初被告から原告に持ち込まれた。そして、被告は、もちの最終的な仕入先である日本もち株式会社からもちを売ってもらう交渉を、自ら行った。 ・ところが、その後原告は、被告から、東京青果と取引ができるように、その社長と昵懃なIを社長に、Tを専務に据えて、商売を行うと聞かされた。東京青果は神田青果市場にある一流の会社で、露店商を営む被告が同会社と直接取引することはできなかつたことや、Iと知り合いの東京青果の社長が、Iとの取引ならしてもよいとの意向であったことから、商店流通共済会という会社で、しかもIを代表取締役に据えて、もちの販売をすることにしたものであった。 ・もちの仕入れ先である日本もち株式会社には、当初日本堂との取引として申し込みがなされた。そこで、日本もちは、日本堂(ことN、すなわち被告)について、銀行調査等を行った。その調査結果によれば、日本堂が露店商であることから、日本もちは取引を躊躇したが、被告からの強い要請により、日本もちはの代表取締役のY及び原告が、昭和59年10月頃日本堂の事務所で被告及びTと会い、取引の条件について話し合いをした。その際、Yが被告に対し、取引を始めるには保証金やフィルム代を預託してもらう必要がある旨話すと、被告はこれを了承し、この取引について自分がすべて責任を負うと説明したので、日本もちは日本堂に入れるものを製造することを承諾した。 ・その後、被告側の都合で、商店流通共済会という会社で取引をしたいと申し込みがあり、Yはこれを了承したが、Yは、交渉の経過からあくまで被告がその会社を使って商売するものと考えていた。

<sup>7</sup> 後藤元「判批」会社法判例百選[第4版](有斐閣、2021年)11頁。

- ・もちの取引は、当初はI、Tがまかされてやっていたが、すぐ被告の指示により行われるに至った。すなわち、昭和59年の12月に入って間もなく、被告は原告に対し、今後**被告の了解を得たものについては、被告が責任を持つ**が、それ以外のものについては責任を持たない、と電話で言ってきた。そこで、原告は、それからは、商店流通共済会からの注文については、電話等で被告に直接確認をしたうえ、出荷していた。
- ・同月中旬頃、もちの取引量が急に多くなり、出荷先にも疑問が持たれたので、原告と日本もちの社長のYは、被告を日本堂に訪ねて、そのことを質した。これに対し、被告は、**支払は自分が責任を負うから心配がない**旨述べると共に、今後**自分が注文を出したものについては、支払に責任を持つ**が、そうでないものには責任を持たない旨述べた。
- ・商店流通共済会には、設立当初から被告が営業資金を出していた。
- ・同会社は設立後しばらくして休眠状態になり、もちの取引に関して営業を再開するときには同会社には固有の財産はなかった。したがって、もちの販売を開始するに際しての保証金等の資金や、その後の営業資金は、すべて被告が提供していた。これらの一一部は、商店流通共済会の帳簿に、被告(ローンズ京王ないし日本堂)からの借入れとして記帳されている。代金支払の決裁は被告が行い、IやTにはその権限がなかった。そして、その収益は被告個人に帰属していた。商店流通共済会の帳簿には、収支が正確に記載されてはいない。
- ・商店流通共済会の事務所は、日本堂やローンズ京王と同じ部屋を使用していた。商店流通共済会の営業に主として従事していたのは、IとTであるが、日常の事務は、日本堂に勤める女性の事務員が行っていた。事務所では、I、Tをはじめ全員が被告を「社長」と呼んでいた。
- ・商店流通共済会においては、株主総会や取締役会は、開催されていなかった。
- ・原告は、その後たびたび被告の事務所を訪れ、被告に対し本件売掛金の支払を請求した。これに対し、被告は、もちを売った先から代金を回収できないので支払うことができない、と述べていた。
- ・昭和60年10月頃、原告は、本件売掛金の支払や今後の取引について被告と話し合った。その際、被告は、現金で仕入れてその利益を本件売掛金の支払に充てるので、もちを売ってほしいと申し入れた。そこで、原告はこれを了承し、もちを現金払で売り渡したが、被告は本件売掛金を全く支払わなかった。
- ・この話し合いの後のもちの取引については、原告は「商店流通共済会・N」宛ての納品書及び請求書を発行して被告に対し支払を請求した。これに対し、被告は「日本堂」の名で代金を原告に送金してきていた。
- ・昭和61年11月末ないし12月初めに、原告は、「日本堂」の近くのとんかつ屋で、被告と本件売掛金の支払や今後の取引について話し合った。被告は、この席で、原告が今後もちを原価で被告に納入し、被告の方で売却した代金全額を原告に支払うことによって本件売掛金を支払っていくという提案をした。原告は、これを了承し、以後原価で被告に対しもちを納入したが、約束に反して被告は今回売り渡したもの代金額しか支払わなかった。
- ・以上の事実によれば、もともと、もちの取引は被告(日本堂)から原告に申し込まれ、**当然被告との取引であることを前提として**交渉が行われ、原告及び日本もちと被告との間では、商店流通共済会は被告が行う取引の**名義**に過ぎず、取引の**実質的な責任**は被告が負うものであることが了解されていたものというべきである。
- ・しかも、商店流通共済会は、営業を再開する当時、何の資産も有しておらず、完全に被告の自由になる会社であった。そして、もちの販売をするに当たっては、資金はすべて被告が出捐し、商店流通共済会としての経理もきわめて不完全で、会社の経理としての形態を備えていなかったというべきである。そして、もちの取引は、被告個人の営業である日本堂の収支と交じり合っていたということができ、また、株主総会、取締役会等の必要な手続も行われていなかった。したがって、商店流通共済会は本件のもちの取引が開始された当初から完全に**形骸化**した会社であり、商店流通共済会の営業は**被告個人の営業そのもの**であると認められる状況であったというべきである。

## (2) 契約・法律上の義務の潜脱の防止

金銭債権者による強制執行を免れるために、債務者である株主(や会社)がその財産を新設された別の会社に移転した場合に、法人格否認の法理の適用によって債権者による新会社への請求を認めるという類型が存在します。上記4の判例と並ぶリーディングケースである最判昭和48年10月26日民集27巻9号1240頁<sup>8</sup>や、上記1・2で紹介した近年の裁判例①②も、この類型に属するものと考えられます。

この類型については、倒産に瀕した会社と新会社の**支配者・役員・従業員・事業内容・取引相手等の同一性**や**事業用資産の流用**の有無が重視されることが多く、また、事業・資産の**譲渡対価**の額や支払方法、新会社設立についての債権者との**交渉**の有無・内容、新会社設立の**目的**といった要素も重要であると考えられます。

## (3) 株主有限責任の否定

江頭・前掲注4は、有限責任を否定する根拠として、株主による**会社の搾取と過少資本**を重視しています(153頁、290頁以下)。

前者の**会社搾取**は、会社名義の財産の株主への移転(東京高判昭和53年3月3日判時890号112頁)や子会社に不利な状況での親子会社間取引(東京地判平成13年7月25日労判813号15頁〔別紙下級審裁判例一覧3〕)がある場合に認められると考えられます。

後者の**過少資本**については、会社の資本金の額や会社財産の不存在を指摘する裁判例もありますが(名古屋地判昭和57年9月20日判タ487号110頁)、それのみでは株主の有限責任を否定する根拠としては不十分であるとの指摘もあります。

### ●東京高判昭和53年3月3日判時890号112頁【会社搾取】

事案の概要
・不動産売買等を業とする会社が代表取締役である者の個人会社で <b>形骸</b> に過ぎないとして、会社名義の請負工事代金債務につき個人の責任が認められた事例。
裁判所の判断
・被控訴人は、不動産売買、仲介、斡旋等を主たる営業目的とする訴外株式会社京洋の代表取締役であるところ、同訴外会社は、昭和46年2月4日本店を東京都新宿区諏訪町●番地に、支店を千葉県安房郡千倉町瀬戸●番地に置いて設立登記がなされ、右千倉町、丸山町等において宅地造成、分譲住宅の建築、販売等に従事していたが、その経営はすべて被控訴人がこれを <b>掌握</b> している被控訴人の <b>個人企業</b> で、会社設立に際しても株券の発行を行ったことはなく、会社役員も登記簿上の記載として名目的に存在するに過ぎず、会社の運営の一切の権限は被控訴人が <b>事実上専行</b> してきたもので、被控訴人は、同訴外会社名義で購入した不動産を自己の内縁の妻S名義に所有権を移転した後更にこれを <b>自己の名義に移し</b> 、或いは自己の主宰する訴外株式会社H産業の名義を経由して <b>自己名義とし</b> 、右株式会社K洋名義で行った不動産取引に失敗するや、同訴外会社を事実上閉鎖したうえ、他に相次いで株式会社を設立するなどして、事務所も従業員も全く存在しない状態のままでこれを放置していること、そもそも、前記株式会社K産業も、前記東京都新宿区諏訪町●番地に本店を設け、

<sup>8</sup> [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/013/052013\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/013/052013_hanrei.pdf)

千葉県安房郡千倉町瀬戸●番地に支店を開設していた不動産売買等を目的とする株式会社K洋地所が、右支店を廃止したうえ株式会社K洋と商号を変更し、本店を右旧支店所在地に移転し、更にその商号を株式会社R土地と変更したのち、数日を出でずして、右と同一場所である前記瀬戸●番地を本店所在地とし同一の商号・同一の目的をもって新たに設立された株式会社K洋が株式会社K落地所と商号変更を経たうえ更に株式会社H産業と商号変更されたものであって、被控訴人は、他にも前記東京都新宿区諏訪町●番地を本店所在地とする株式会社K洋企画等の取締役をも兼ねていること、被控訴人はその営業活動において前記諸会社の行為と個人の行為との間に**区別を明確にすることなくすべて一括してこれを掌握処理**し、控訴人との間の取引に際しても、名義は右訴外会社名義を用いたものの、その**実体**は被控訴人の個人的企業としての不動産取引等のために行われたものであること、以上の事実が認められ、上記認定を左右するに足りる資料はない。

・してみれば、株式会社K洋は被控訴人の個人会社であって**形骸**に過ぎず、同訴外会社と控訴人との間の本件各取引は、名義は同訴外会社との間で行われたものではあっても、その**実体**は被控訴人の行為としてなされたものと認めるべきであるから、控訴人は、右訴外会社の法人格を否認し、右取引によって生じた訴外会社の債務につき、被控訴人にその責任を追及し得るものというべきである。

### ●名古屋地判昭和57年9月20日判タ487号110頁【過少資本】

事案の概要
・税金対策上設立され、同居の近親者のみが役員に就任し、社員総会も開催されず、電話・印鑑も代表取締役である個人のものを使用してきた有限会社の法人格を否認し、代理店契約解除に伴う会社の権利金返還義務を代表取締役個人に負わせた事例。
裁判所の判断
・被告会社は、昭和47年5月、被告Tの個人企業を税金対策から法人化した有限会社で、昭和50年以来休業状態にあったが、昭和55年7月から本件のオーエックス・ワンを販売するようになったもので、従業員はおらず、被告Tと妻訴外●が右販売に従事してきたこと、被告会社は実質的には代表取締役である被告Tが動かし、役員には取締役に妻●、監査役に被告の母訴外●といった同居の近親者のみが就任しており、右の選任手続とか社員総会の開催等の履歴はなされておらず、被告T方居宅を事務所とし、被告T個人の架設電話を使用し、会社代表者印も被告Tの実印を共通して使用してきたことが認められ、また、被告会社 <b>独自の見るべき資産の存在</b> も窺うことができない。
・右事実に徴すると、被告会社の <b>実体</b> は全く被告Tの <b>個人企業</b> にほかならないものと目すべく、被告会社即被告T、被告T即被告会社であって、法人格は <b>形ばかり</b> のものとなっていることが認定でき、右認定を左右するに足る徵憑は見出し難い。
・従ってかような場合、取引の相手方たる原告は法人格否認の法理により、被告Tに対してもまた被告会社に対する同一の責任を追及することができる。

以 上

森田豪太 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士  
[taketomo.morita@city-yuwa.com](mailto:taketomo.morita@city-yuwa.com)

2007年弁護士登録。事業再生・倒産、不動産関連紛争、金融機関法務、債権回収・強制執行に豊富な経験を有する。2013年7月～2016年6月三井住友信託銀行株式会社法務部に出向。出向で得た経験・知見を活かし、企業の実情・スピード感に即した助言を行う。現場のニーズに応じたセミナー等の情報発信にも力を入れている。

(別紙)

①財産の混同、②業務の混同、③収支・帳簿の混同、④会社法の不遵守の要素を認定することなく形骸化を肯定した下級審裁判例一覧

### 1 東京高判平成14年1月30日判時1797号27頁【義務の潜脱】

事案の概要
<p>・内国法人の海外の子会社間の債券の現先取引について、当該子会社の法人格は<b>形骸</b>にすぎず、違法な手段のためにペーパーカンパニーとして設立されたとして法人格を否定し、当該内国法人は、当該取引上の責任を免れないとされた事例。</p>
裁判所の判断
<p>・Y2は、山一證券の甲野を実在する唯一の取締役（登録上のもう1名の取締役は架空の人物）とする、<b>実体のない</b>、文字通りのペーパー会社であり、法人格の<b>形骸化</b>の程度が著しいものであった。</p> <p>・山一證券は、債券現先取引に対するわが国の<b>証券取引規制を免れる</b>ため、<b>何ら実体のない</b>外国法人であるY2を用いて本件契約を締結するに至ったものであり、その目的も、H社に対し<b>証券取引に伴う損失補填のための違法な利益供与</b>を続けることにあった。</p> <p>・山一證券は、本件契約を締結するに当たり、T社側に交付した山一證券名義の本件資料及び本件最終資料に本件債券の発行価格及び満期償還額についての記載をせず、また、それから本件債券の正式名称である「Discount Notes」との記載を故意に削除し、本件債券の実質的な価値が額面額の半分程度であることを秘匿するという方法を用いたものであり、このこともY2という外国法人を用いた債券現先取引であったことから可能になったものである。</p> <p>・これらの事情を総合して考慮すると、本件においては、Y2の法人格は<b>形骸</b>にすぎず、山一證券から独立した存在であるとは認め難い上、山一證券は、そのようなY2の法人格を、上記のような損失補填のための利益供与という<b>違法な目的</b>及び本件債券の実質的な価値の秘匿という<b>違法な手段</b>のために利用（<b>濫用</b>）して、本件契約に至ったものとみざるを得ない。</p> <p>・山一証券は、本件契約について、被控訴人に対し、<b>信義則上</b>、Y2と法人格を異にすると主張して、契約上の責任を免れることは許されないものというべきであり、原判決の説示するとおり、本件契約に基づく買戻代金支払債務の不履行による責任を負うべきものと解するのが相当である。</p>

### 2 東京地判平成13年9月28日判タ1140号227頁【過少資本】

事案の概要
<p>・船舶が他船と衝突して沈没し、船員7名が行方不明となり失踪宣告を受けた場合につき、船舶の所有者であるホンジュラス共和国で設立された会社は、同社の株式の90パーセントを保有する代表者の個人企業と異ならず、その法人格は<b>形骸</b>にすぎないとして同社の法人格を否認し、当該代表者に商法690条に基づき船員の遺族に対する損害賠償責任を認めた事例。</p>
裁判所の判断
<p>・被告甲野は、昭和63年7月13日に被告〇〇が設立された当時から現在に至るまで、同被告の代表者を務めていること、被告〇〇の最高意思決定機関である社員総会においては、社員が保有株式の割合に応じて議決権を行使するものとされているところ、被告〇〇の株式は<b>被告甲野が90パーセント</b>を保有し、<b>被告甲野の妻が10パーセント</b>を保有していること、被告〇〇がホンジュラス共和国で設立された理由は、日本国籍で船舶を所有する</p>

場合と比べて、ホンジュラス共和国国籍で所有する場合には、租税負担が軽く、登録手続も容易であることに着目した結果であること、ホンジュラス共和国には、船舶の登録申請や納税等の事務手続を代行するための事務所が存在するだけであり、同事務所の駐在員費用及び弁護士礼金は、それぞれ年間200ドル及び50ドルにすぎず、同事務所は、形式的な申請行為等を代行する機能しか有していないこと、被告〇〇の行う業務は、すべて、**被告甲野の指示**に基づいて行われ、船舶の運航については韓国のD社、船舶の登録等についてはR社、乗組員の雇用については、船員派遣業者（マンニング業者）であるK社に委託されていること、海上運送業を営むための組織・人員は、航海の都度期間を限って募集される一隻当たり数名の乗組員のほかに存在しないこと、被告〇〇の資産は、所有船舶のみであり、所有船舶すべてをスクラップ廃船ないし売却して海上運送業から撤退した現在では、**何らの見るべき資産を有していないこと**、以上の事実が認められる。

- ・そうすると、被告〇〇は、会社の形態をとっているが、その**実質**においては被告甲野個人が経営する個人企業と何ら異なるものではなく、その法人格は**形骸化**にすぎないと認めるのが相当である。
- ・そして、被告甲野が、**実質的に唯一の株主かつ代表者**として、形骸にすぎない被告〇〇の法人格を利用して、そこから得られる収益を自己のものとして独占する一方で、所有する船舶について本件事故のような多数の死傷者を生じさせる事故が発生したときには、見るべき財産を持たない被告〇〇のみがその賠償責任を負担するとするならば、甚だ**公平さ**に欠ける結果になると言わざるを得ない。
- ・以上の事情に鑑みると、本件事故による損害賠償請求権との関係では、被告〇〇の法人格を否認し、実質において唯一の株主でありかつ代表者である被告甲野に、被告〇〇と同様の責任を負担させるのが相当である。

### 3 東京地判平成13年7月25日労判813号15頁【会社擁取】

事案の概要
・Aグループに属する株式会社B社を退職したXらが、同社は、代表取締役でありグループの社主であるY1及びグループの中核企業であるY2に実質的に支配されているから法人格否認の法理が適用されるべきであると主張した事案につき、B社は、外形的には独立の法主体であるとはいうものの、実質的には、設立の当初から、事業の執行及び財産管理、人事その他内部的及び外部的な業務執行の主要なものについて、極めて制限された範囲内でしか独自の決定権限を与えていない会社であり、Y2の一事業部門と何ら変わるものではなく、Y1が自己の意のままに自由に支配・操作して事業活動を継続していたとの事情の下では、B社の株式会社としての実体は、もはや <b>形骸化</b> しており、その法人格は否認されるというべきであるとされた事例。
裁判所の判断
・B社は一応自己の名で取引を行い、形式上同社固有の会計処理がなされていたものの、他方で、次の事実も認められる。 ・B社の発行済株式の98パーセントは、被告Y2、●興業、●殖産が保有し、これらAグループ3社の株式の大半を直接又は間接に保有するのは、名義上は被告Y1の長男である丙川三郎であるが、Aグループ形成の過程や、丙川三郎の年齢経歴等からすると、丙川三郎が真実対価をもってこれら会社の株式を取得したとは到底考えられず、また被告Y1がAグループの <b>社主</b> と称していることからしても、丙川三郎名義の株式の <b>真実の所有者は被告Y1</b> にほかならない。 ・B社は、●テルの設計部門が独立・分社化した会社であるが、Aグループ分社の経緯からすると、被告Y1は、●テルの実質営業部門を <b>細分化して分社化</b> し、負債部門のみを残した●テルを清算することにより、実質的に●テルの <b>存続を図ったもの</b> ということができる。 ・そして、現に、●テルのかつての商号をそのまま冠した被告Y2を設立し、グループ内組織において、従前同様、グループ各社を被告Y2の <b>一営業部門あるいは支社</b> として位置づけ、平成3年ころからは、あたかもAグル

プロセス自体が一企業体をなし、グループ各社はその一部門であるかの如く位置づけていた。

- ・のみならず、被告Y2の総務部及び財務部は、平成7年ころまで現実にAグループ各社の人事及び財務を一括管理し、それ以降は、両部の組織そのものがシャトー殖産内に移ったものの、同様にAグループ各社の人事及び財務を一括管理していた。
- ・そして、Aグループ各社の役員の選任、給与の決定を初めとして、人事・給与等の実質決定権を掌握していたのは、被告Y2の代表取締役でもあった被告Y1であった。
- ・そして、被告Y2の財務部あるいはAグループの財務本部は、B社名義の預金通帳を保有し、被告Y1は、グループ統括部の長として、あるいは財務本部、総務本部のリーダーとして、同社の会社財産を実質上支配、管理していた。
- ・人事・給与等の決定権以外の業務執行に関しても、Aグループ各社の代表取締役及び取締役会には、一定の裁量は認められていたものの、基本的には被告Y1及び被告Y2所属の総務本部の指示に追随するものにすぎず、予めその権限は大幅に制約されていた。
- ・B社の資産は、当初から未収金に偏り、極めて実体に乏しいものであった上、被告Y1は、設立後間もない時期から、多額の架空売上げを計上して決算を粉飾し、実体は大幅な債務超過であるのにこれを隠蔽し、その一方で、高額の賃料等を課すことにより、B社に留保されるべき営業利益を被告Y2に吸収し、あるいはAグループ内の会社である●小金井に分配させるなどし、B社の会計・財政をほしいままで操作していた。
- ・以上要するに、B社は、外形的には独立の法主体であるとはいものの、実質的には、設立の当初から、事業の執行及び財産管理、人事その他内部的及び外部的な業務執行の主要なものについて、極めて制限された範囲内でしか独自の決定権限を与えられていない会社であり、その実態は、分社・独立前、●テルの建設本部に属する設計部であったときと同様、Aグループの中核企業である被告Y2の一事業部門と何ら変わることはないかったというべきである。
- ・そして、被告Y1は、そのようなB社を、同社の代表取締役であった時期はもとより、そうでない時期においても、B社の代表取締役あるいは被告Y2の代表取締役としての立場を超えて、Aグループの社主として、直接自己の意のままに自由に支配・操作して事業活動を継続していたのであるから、B社の株式会社としての実体は、もはや形骸化しており、これに法人格を認めることは、法人格の本来の目的に照らして許すべからざるものであって、B社の法人格は否認されるというべきである。
- ・そして、本件においては、B社は、被告Y2の一営業部門として同被告に帰属しその支配下にある側面と、同時に、社主である被告Y1の直接の支配下に属する側面をも二重に併せ持っていたことからすれば、法人格否認の法理が適用される結果、被告らは、いずれもB社を実質的に支配するものとして、B社が原告らに対して負う未払賃金債務及び退職金債務について、同社とは別個の法主体であることを理由に、その責任を免れることはできないというべきである。

#### 4 札幌地判平成3年8月29日労判596号26頁【義務潜脱】

事案の概要
・美容師をいったん甲会社で採用し、その後これを乙会社に出向させて就労させていたという場合において、甲会社は形骸のみの会社であり、乙会社で使用する美容師に対する社会保険の適用を回避するための手段としてその法人格が濫用されていたものであるから、甲乙両社は実質的には一体であり、乙会社と美容師との間には雇用関係が存在していたとして、美容師による未払賃金請求を認容した事例。
裁判所の判断
・甲会社は、その設立当初から、専用の事務所や専属の従業員を持たず、もっぱら乙会社やTら同社役員の便

宜のために設立された**形骸**のみの会社であるうえ、昭和59年以降は、Tら乙会社の役員によって、同社で使用する美容師に対する**社会保険適用を回避**するための手段として、その法人格が**濫用**されていたものであって、実質的には、甲会社は乙会社すなわち破産会社にほかならず、両社は**一体**のものであったと認めるのが相当である。

・そうすると、原告らと破産会社との間には、雇用関係が存在していたというべきであるから、結局、原告らは、破産会社に対して、それぞれ平成3年3月分及び4月分の未払賃金債権を有しているということになる。

## 5 大阪高判昭和62年4月30日判時1260号56頁【**信頼保護**】

事案の概要
・旧会社が倒産した後商号及び銀行口座が異なるのみで実質はほとんど同一の新会社がその事業を引き継いだ場合につき、両社がその代表取締役の個人企業である結果当該引継ぎが行わされたものと推認されるとして、旧会社の売買代金債務につき代表取締役の責任を認めた事例。
裁判所の判断
<p>・控訴会社の本店所在地は大津市横木一丁目●番●号であり、同所は控訴人Tの<b>住所</b>であること、訴外会社の本店所在地は同市横木一丁目●番●号であること、控訴会社、訴外会社とも控訴人Tが代表取締役であること、その外に控訴会社は取締役がA、B、監査役がCと、訴外会社は取締役がC、D、監査役がEと、それぞれ登記されているが、右Cは控訴人Tの妻であり、Aは子であることは、当事者間に争いがない。</p> <p>・控訴会社は、昭和58年9月、取引先の倒産に関連して手形の不渡りを出し、昭和59年2月に倒産した。控訴会社は、昭和47年1月に設立されて当時休眠状態にあった株式会社●が、昭和58年10月に商号変更されたものであるが、昭和60年2月に手形の不渡りを出し、倒産した。</p> <p>・訴外会社と控訴会社は、登記された、(あ)目的は、前者が、各種金属プレス加工及びこれに附帯する一切の業務、後者が、一般金属機械・精密機械類のプレス加工部品製造及びこれに附随する一切の業務、であり、(い)資本金は、ともに100万円で、(う)本店は、前者の所在地は後者のそれから約50メートル離れた場所で、そこには前者に関連のあるものは何もなく、後者の所在地は控訴人Tの<b>自宅所在地</b>と一致するが、そこには、両者の<b>看板</b>も、控訴人T個人の表札も、掲げられたことはなかった。</p> <p>・訴外会社、控訴会社は、いずれも、控訴人Tが、その<b>自宅</b>の一室で事務をとり、京都府加佐郡大江町字田中にある唯一の工場で、Aが責任者として指揮をとる、という形で、女性のパート・タイマー5、6名ないし12、3名を使用して操業し、国産バネ及び●金属株式会社から自動車の安全ベルトの金具にビニール加工を施す仕事を請負っていた。</p> <p>・なお、控訴会社の倒産後は、控訴人T自身が銀行取引等で表立った業務の遂行はなしえないでいるほかは、ほぼ同様の形で、K製作所という名称の個人企業として、国産バネからの仕事を請負い施行している。</p> <p>・本件機械の売買契約は、訴外会社が買主となって締結されたが、その代金支払のためには、昭和58年9月には訴外会社名義で5通の、同年11月には控訴会社名義で5通の、各約束手形が振出、交付されている。被控訴人から振出人の名義が異なることを指摘された控訴人Tは、「<b>会社名は違うが、両方とも自分が経営している会社だから、いいではないか。</b>」と説明して、これを納得させた。</p> <p>・控訴人Tは、本件手形1につき「取引なし」の理由でその支払を拒絶された被控訴人が、控訴会社には銀行取引があることを確認したうえ、訴外会社振出の手形を控訴会社振出の手形とさしかえてもらいたい旨要求したのに対し、これに応じるような応答をしておきながら、結局、その実行はしなかった。</p> <p>・訴外会社と控訴会社は、商号を異にし、銀行取引の口座が変る程度で、その<b>実質</b>は殆んど同一であることは、</p>

控訴会社代表者兼控訴人T本人の自陳するところであり、これと、上記の諸事実を併せて考えれば、株式会社●の控訴会社への商号変更は、手形の不渡りを出した訴外会社が、そのままその事業の遂行を継続するため、便宜その法人格を利用したものであって、両会社には、**実質的、經濟的にみて同一性**が存するものというべく、そのような法形式の借用が容易に行われ、更に控訴会社の倒産後その事業を殆んどそのままの形でK製作所に引継ぐことができたのは、結局、右両会社及びK製作所が、実質的経済的には、控訴人Tの**個人企業**にすぎないものであったからであると推認されるのであって、訴外会社、控訴会社は、ともに、実質的経済的には、会社として、控訴人Tの個人企業とは独立して存在していたものとは認めがたく、会社とは名のみの法人格の**形骸**にすぎないものであるというべきである。

・そうであれば、控訴人Tも、訴外会社及び控訴会社が被控訴人に対して負担する本件機械売買代金につき、その支払義務を負うものといわねばならない。

## 6 横浜地判昭和58年3月3日判タ504号159頁【信頼保護】

事案の概要
・有限会社が食品衛生法により販売が禁じられた牛肉を販売した場合に、買主が、法人格否認の法理により代表取締役に対し会社の不法行為責任を追及することができるとした事例。
裁判所の判断
・被告はA社の代表取締役として原告とA社との間の本件売買契約に <b>全面的に関与</b> していたものであること、A社は電話番の従業員が1人いるだけであること、A社は自前の食肉処理施設ではなく、電話一本で商売をしていたこと、原告もA社が被告個人の営業であると考えて本件売買をしていたことが認められ、他に右認定に反する証拠はない。
・右認定事実によると、A社は <b>実質的には</b> 被告の <b>個人企業</b> であって、法人格は全くの <b>形骸</b> にすぎず、事実上はA社即被告であると認めるのが相当である。
・従って、原告は、被告個人に対して、A社の原告に対する前記不法行為責任を追及することができると解すべきである。

## 7 東京地判昭和58年2月28日判タ498号116頁【信頼保護】

事案の概要
・有限会社の実体が、代表取締役である者の個人的な信用力・手腕に負ったもので法人格は <b>形骸</b> にすぎない場合に、右代表者も、請負契約から生じた債務を履行すべきものとされた事例。
裁判所の判断
・「被告会社は商業登記簿上その所在地を東京都品川区小山六丁目●番●号と定めたが、設立時からそこには事務所、店舗、営業所等、営業の拠点となるべきものを置いたことはなく、事務所は、当時の被告Iの住居があった東京都大田区山王一丁目●番●号におき、もっぱらそこで営業活動を行って来た。被告会社の出資者は、被告Iとその監査役をしていたTとの2人であるが、Tは出資者としての名義を貸与したものにすぎず、 <b>実質上の出資者は被告Iだけ</b> であり、他の取締役であるAも名義だけのものにすぎない。更に、被告会社の従業員も、被告Iの妹と娘の2人だけで、その2人も、臨時に働いていたものにすぎず、監査役のTも、本業の税理士業のかたわら時折り被告会社の経理をみていたもので、被告会社の業務活動は、被告Iひとりの手によるものであって、原告も、被告会社と本件建物建築工事請負契約を締結する際、被告会社の資力よりも、むしろ <b>被告Iの個人的な信用力を信頼して</b> 契約を締結した。」ことが認められる。
・右事実によれば、被告会社は、形式的な法人格を有してはいても、その <b>実体</b> は、被告Iの個人的な信用力、手

腕に負い、I個人にはかならず、当初からその法人格は、**形骸**にしかすぎないものと推認されるのであって、被告Iも、被告会社と各自、本件請負契約から生じた債務を履行すべき義務があるといわなければならない。

・もっとも、法人格の否認の判断にあっては、法人格が否認されるべき会社が**有限会社**である場合には、株式会社と異なって**人的色彩**が濃いのであるから、株式会社の法人格を否認するときとは別段の考慮をすべきであることは、当然であるが、前記認定のとおり被告会社は、すべての面において被告Iただひとりの手によって経営された法人としての機能は全く停止しているのであるから、たとえ有限会社であっても、その法人格は、**形骸化**しているものとして否認されるべきものということができる。

### 8 東京高判昭和47年7月27日判時676号75頁【信頼保護】

事案の概要
・会社の倒産と設立を繰返し、実質的に同一人が会社を支配している場合につき、会社が法人としての <b>形骸</b> を有するに過ぎず、実質は個人企業に外ならないとして、会社の買入行為が個人の行為と認められた事例。
裁判所の判断
・被控訴人は、昭和34年以前から浦和市で株式会社大坂屋商店を主宰して生食品以外の食料品の販売業を営んでいたが、同会社は昭和38年頃倒産した。被控訴人はその後間もなく有限会社大坂屋商店を設立して、株式会社大坂屋商店と <b>同一の事務所で同一内容の営業</b> を継続した。有限会社大坂屋商店の代表取締役には、はじめKが就任し、次いでH、Iが就任したが、同人らはいずれも被控訴人の懇請で名を貸しただけで、 <b>会社経営の実権</b> は、被控訴人の手にあった。有限会社大坂屋商店は、昭和42年8月頃倒産し、昭和43年5月22日東京地方裁判所から破産の宣告をうけた。 ・被控訴人は、有限会社大坂屋商店が倒産した後、ただちに昭和42年9月祥高商店を設立し、有限会社大坂屋商店と <b>同一の営業所</b> (後に営業所を東京都文京区小石川に移した) <b>同一の従業員</b> をもって <b>同一の営業</b> を継続した。祥高商店の代表取締役には訴外Iが就任したことになっており、被控訴人は取締役にもなっていないが、Iは、被控訴人から「取引銀行との関係で自分が表面に出るのは都合が悪いから、名を貸して貰いたい」と言われて形式上ののみ代表取締役に就任することを承諾したものである。Iは、食料品の販売については経験を持たず、祥高商店の取引は、すべて被控訴人が従業員を指図して、 <b>商品の仕入、売捌き、帳簿の記入、現金の出納などの一切</b> を行ない、Iは殆んどこれに関与せず、たまに来客の応待に当る程度の役割しかしなかった。 ・祥高商店は、もっぱら調宮商事から前記の食料品を仕入れ、その代金の支払は約束手形をもってし、この商品を現金で、定価の1割5分位値引きして売却した。その売渡先はすべて被控訴人の在来の得意先である。右売却代金は被控訴人と取引のある上野信用金庫の当座に入金され、一部は被控訴人が現金で取得した。祥高商店の <b>社長(代表取締役)の印章</b> は、被控訴人の指示で事務員のKが保管し、同人が被控訴人の指図で約束手形の振出等について使用し、Iは、昭和43年5月頃祥高商店が倒産するまで右社長印を手にしたことはなく、その使用を指示したことなどなかった。約束手形5通も、このようにして被控訴人によって振出されたものである。 ・調宮商事の役員は、祥高商店の実質上の経営者は被控訴人であって、 <b>被控訴人が祥高商店を主宰していることを知っていた</b> 。調宮商事は祥高商店との間の取引額が増加するに及んで不安を感じ、その支払を実質上確保するため、被控訴人に対し、調宮商事が祥高商店と取引を継続する条件として、調宮商事の武蔵野銀行に対する債務につき <b>被控訴人所有の不動産を担保として提供</b> するよう強く要望した結果、抵当権設定契約が結ばれた。 ・以上の各事実を総合すると、祥高商店は法人としての <b>形骸</b> を有するにすぎず、その <b>実質</b> はまさに被控訴人の <b>個人企業</b> に他ならないと認めざるをえない。かかる場合には、祥高商店と取引をした相手方の調宮商事は、この

取引について、これを祥高商店の**背後**にありその**実体**である被控訴人個人の行為と認めて、被控訴人に対しその責任を追及しうると解すべきである。

## 9 松山地字和島支判昭和47年3月7日判タ278号207頁【過少資本】

事案の概要
・有限会社の形態をとっても、いわゆる法人成りした同族会社で、実質的に代表取締役が社員として全持分を所有しているのと同様で、会社を意のままに支配できる地位にあり、法人といつても全く <b>形骸化</b> し、実質は代表取締役が会社名義で個人事業を営んでいることが推認でき、他に特段の立証がないときは、法人格を否認し、代表取締役に借入金返済義務を認めるのが相当であるとされた事例。
裁判所の判断
<p>・被告は興行関係の仕事とともにかねて実弟Nと共同でA社を設立し、宇和島市周辺で砂およびバラスの採取、販売事業を営んでいたが、近年建築ブームが到来し、特に大分地方においては建設事業が隆盛である旨聞き知ったこと、そこで同地方で建築材料を販売することを計画し、かかる構想のもとに昭和43年7月9日砂およびバラスの採取ならびにこれら土木建築資材の販売を事業目的とする訴外会社が設立され、当初事務手続上宇和島妙典寺前乙度●番地に本店が置かれたこと、その後同年8月21日大分市寿町●番●号に本店を移転したこと、訴外会社は、有限会社組織で、社員の総出資額金500万円、被告、●、●、●および●の5名で社員を構成し、右社員らは同時に役員に就任し、取締役●(代表取締役)、●、●、監査役●、●であること、しかしながら、訴外会社は会社とはいっても、被告を除く4名の社員(役員)は全員被告の妻子(妻●、長男●、三男●、四男●)であつてその設立形態は<b>典型的な同族会社</b>であり、社員の総出資口数100口のうち、被告の出資口数は80口で(出資額400万円)総出資口数の8割に相当し、これに対しその余の社員4名の出資口数は各自5口(出資額各25万円)にすぎず、その経済的基盤も弱少もしくは被告に依存しているところから、被告はその個人財産を全部同会社のために拠出し、自己の出資額はもとよりその余の社員の出資額についてもほとんど全部自己において払込をなしたものであること、訴外会社は大分市に本店を移転後同市内に事務所を設置したが、被告を除く右社員4名のうち長男●のみが同市に常駐して同会社の整理等を担当したにとどまり、その余の者は単に名義のみで、営業に関与せず、本件消費貸借についても被告を除く取締役は一切関与しておらず、右●にしても砂利販売事業は未経験であり、また前記A社の共同経営者Nは訴外会社の社員に加わっていなかったため、同会社の事業運営およびその成果は一にかかって被告の裁断に依存せざるを得ない設立状況であり、その結果は訴外会社と被告のみが<b>経済的利益を同一</b>にするものであったといえること、本件消費貸借は訴外会社の設立後間もない時期のことであったため、当時訴外会社は事務所を設置したものの、会社にはトラック2台、ショベル1台のほかは<b>見るべき資産もなく</b>、事務員は現地雇入の2名だけであって、法人としての企業活動を認めるには<b>諸設備は極めて小規模</b>であり、本件消費貸借の相手方である原告としてもその借主が訴外会社であるのか被告個人のであるのか<b>明確な区別を有しておらず</b>、その事業運営についても社員総会等が現実に開催されたり、あるいは社員間で会社経営につき相談がなされた形跡はなく、個人財産を全部同会社のために投げ出した被告に一人会社経営上の<b>実権</b>が委ねられていたこと、しかるに訴外会社は販売単価の目算違いからさしたる営業実績も上げないまま本店移転後わずか6ヶ月で銀行取引停止処分を受けて倒産し、現在に至るもその事業は更生していないことが認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。</p> <p>・右認定事実を前記説示に照らして考えると、訴外会社は有限会社形態を採ってはいたものの、持分を有する社員は全員被告の家族であるといわゆる法人成りした同族会社であって、右家族社員らは会社の事業運営およびその成果について直接的には何ら実質的な利害関係を有せず、経済的実質的にみて被告個人が訴外会社の社員としての全持分を所有していると同様であり、被告は訴外会社の背後にあって自己の意のままに<b>支</b></p>

配することができる地位にあつたもので、訴外会社は法人といつても全く形骸化していて、その実質は背後に存する被告が単に訴外会社の名義を用いて個人事業を行っていたに外ならなかつたことが推認でき、他に特段の立証がない本件においては、訴外会社は即被告である実態に即し、その法人格を否認するのが相当である。

- なお付言するに、もとより法人格否認の法理を適用する要件としての会社が完全に実質的個人企業である場合といえるかどうかについては、社員権ないし業務執行権を通じての会社支配の要件のみならず、同時に会社と個人の業務あるいは財産の混同が反覆継続して存在することを要すると考えるのが合理的であり、そのためには計理上会社と個人が明確に分離されているかどうかについても検討されねばならないが、法人格を否認して個人を相手方としている場合には、通常善意の社員の利益保護の要請が乏しく、また外部からは通常立証困難と認められる右立証事項の性質に照らすと、原告としては被告個人が会社の背後にあってこれを支配している事實を立証すれば、同族会社の場合通常会社が実質的個人企業であると推定されるから、これによって法人格否認の法理の適用に必要な要件事実の立証責任が尽くされたと認めるのが相当であり、他の特別の事情によつて右推定を覆し会社が完全に実質的個人企業でないとするならばその点は逆に被告において反対立証がなされないかぎり法人格否認の効果を認めるのが相当である。本件においては前認定のとおり訴外会社と被告人の業務は同一経済活動であったことが認められるが、訴外会社と被告個人の財産の混同の事実については証拠上明確に立証されてはいないけれども、その点はともにおさず被告の右間接反証が成功しておらないことであつて、右説示に照らし、法人格否認の法理の適用を求める原告の主張事実は前認定の事実によってその証明がなされているものと認めるのが相当である。
- そして、原告は、前記訴外会社の法人格否認の効果として、本件消費貸借を相手方である訴外会社の背後にある被告個人の行為と認めてその責任を追及することができる筋合である。

## 10 仙台地判昭和44年12月27日判タ243号223頁【信頼保護】

事案の概要
・会社が形骸化して実質が全く個人企業であり、その代表者たる個人を信用して取引する場合には、会社名義でなされた売買契約についても、その取引の買主としての責任を背後者たる個人に対して求めることができるとされた事例。
裁判所の判断
<ul style="list-style-type: none"> <li>原告は右会社宛に受領書を発行したことが認められるが〈証拠〉によれば、これは原告において被告の側の事務処理上必要あるものとして特に被告から右のような書類の発行を求められたためのものであること、また〈証拠〉によれば、被告は原告を知るようになったのは原告と從来から木材類の取引があったN社仙台支店仙台作業所の資材係の紹介によるものであつてそれまでは原告は被告はもちろんのこと訴外会社の存在も全く知らなかつたこと、原告が被告との間で木材類の取引をはじめたのは右紹介と被告が自らN社平塚作業所工長Tなる名刺をさし出したうえ「自宅を建てるから木材を売ってほしい。」旨述べたため、原告において被告が信用ある会社の工長であるから同個人も信用できる人物であると信じた結果であるとの事実が認められ、他にこれに反する証拠はない。</li> <li>したがつて、以上の事実からするならば、原告が「T(株)殿」なる領収書を発行したことは「T(株)ことT殿」なる趣旨のものであつてその取引の相手方は被告個人とみるのを相当とする。</li> <li>しかもかりに、被告の主張するように右取引の相手方は被告個人ではなく、訴外会社であったとしても被告はその取引に対する責任を免れないものというべきである。なぜならば〈証拠〉を総合すれば右訴外会社は、会社とはいつても本店は被告の自宅でありながらT株式会社なる看板も出しておらず、事務員としては被告の妻だけであつて、本店所在地には法人としての企業活動を認めさせるような設備はほとんどないこと、したがつてこのよう</li> </ul>

に会社といってもそれが形がい化して実質が全く個人企業で前記認定のとおり、その代表者たる個人を信用して取引する場合はその取引の相手方は会社という法人格を否認したかも法人格がないと同様、その取引の責任を背後者たる個人に対して求め得るものと解するを相当とする(最高裁昭和43年(オ)第877号、昭和44年2月27日第一小法廷判決参照)からである。

### 11 東京地判昭和44年11月27日判タ244号260頁【過少資本】

事案の概要
・会社名義でなした金銭の借入につき、その会社が全く形骸に過ぎなく、その実質が個人の企業であると認めて、右個人にその責任が認められた事例。
裁判所の判断
・会社が全く形骸にすぎない場合、例えばいわゆる一人会社のある種の場合のごとく、会社形態がいわば単なる藁人形に過ぎず、会社即個人であり、個人即会社であって、その実質が全く個人企業と認められるがごとき場合においては、これと取引する相手方保護の立場から、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要が生ずるのであって、このような場合、会社名義でなされた取引であっても相手方は会社という法人格を否認して、恰も法人格のない場合と同様その取引を背後者たる個人の行為と認めて、その責任を追及することを得ると解するのが相当である(最高昭和44、2、27判決参照)ところ、……を総合すれば、訴外●興業株式会社は、資本金150万円であるが、その株式の払込みもいわゆる見せ金ですませたような無資力の会社であり、その実体は被告個人が単に右訴外会社の名義を用いて個人事業を行っていたに過ぎないものであることが認められ、他に右認定を左右するに足る証拠はない。 ・しかば、右訴外会社はすなわち被告、被告はすなわち右訴外会社であって、右訴外会社の実質は全く被告個人の企業と認めざるをえず、被告は右訴外会社名でしたと否と問はずに責任を負うべきものと解するのが相当である。

以上